

感謝状の贈呈について（特殊詐欺被害の未然防止）

1 日時

令和7年9月26日（金） 午前10時から

2 場所

新宮警察署 署長室

3 感謝状を受けられる方

株式会社三十三銀行新宮支店兼勝浦支店

営業課 玉石 稀来（たまいし きら） 女性

同 課 山内 由美（やまうち ゆみ） 女性

4 未然防止に至る経緯

男性（70代）は本年7月下旬にYouTubeの広告で見つけた副業サイトに登録し、その後、副業である「動画を視聴してスクリーンショットをとる」という業務をこなしていたところ、副業サイトから男性に対し、業務を失敗したことによる損失補填金の要求があったことから、本年8月18日に損失補填金を振り込む目的で三十三銀行新宮支店兼勝浦支店を訪れ、窓口で現金の振込方法を確認しました。

窓口対応の玉石さんが男性にATMでの振込方法等について説明したところ、男性は「友達に頼まれてお金を送らないといけない」等と返答しながら携帯電話で何者かと連絡を取り合っていました。

玉石さんは不審に感じながら男性を注視していたところ、男性の携帯電話に「3回に分けてATMで送金して」などというメッセージが送られてきたことから詐欺被害に遭っている可能性を認め、上司に相談の上、山内さんが警察に通報することで被害を未然に防止したものです。

5 その他

当日の取材は5分前までにお越し下さい。